

# 質問回答書

平成24年3月13日

業務番号	23-B59W
業務名	平成23年度 上水道台帳作成及び管理システム導入業務
業務場所	京都府船井郡京丹波町 全域

No	質問事項	質問内容	回答
1	「特記仕様書」第54条について	「地域情報プラットフォームに準拠したGISユニット製品でなければならない。」とありますが、登録済である必要がありますか。	今回導入予定の水道施設管理システムは、登録済または登録申請中であることが必要となります。
2	上水道台帳(参考図)について	既存の上水道台帳の参考図が3地区分提示されておりますが、最も精度がよいと思われる旧丹波町にあわせて整備を実施すると考えてよろしいですか。	その通りです。 現地調査(弁栓・給水メータ・止水栓)及び各種図面を元に整備する必要があります。
3	上水道台帳(参考図)について	上水道台帳は、参考図の通り地区毎に同程度の図面で整備されていると考えてよろしいですか。	整備時期の違いにより、多少の差はありますが、概ね同程度と考えて構いません。
4			
5			